

## 株主ご優待カード利用約款

### 第1条 目的

株主ご優待カード利用約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社西松屋チェーン(以下「当社」といいます。)が発行する以下に定義する株主ご優待カードのご利用について規定するものであり、株主ご優待カードの利用者(以下「お客様」といいます。)は本約款に従ってお取引いただくものとします。

### 第2条 定義

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次の通りとします。

- 株主ご優待カード

株主ご優待カードとは、当社発行のプリペイドカードで、貨幣価値を電子的データに替えて、あらかじめ入金された金額をもって西松屋チェーン全店(以下「当社店舗」といいます。)及び西松屋公式オンラインストア(以下「公式オンラインストア」といいます。)において商品を購入することができる機能のもの(以下「カード」といいます。)をいいます。

- 商品

商品とは、当社店舗及び公式オンラインストアで販売する商品(第12条第1項に規定する「西松屋チェーンギフトカード」及び「西松屋チェーンデジタルギフト」を除く)をいいます。

### 第3条 利用可能な店舗

カードは、当社店舗及び公式オンラインストアでのお買い物にご利用いただけるものとします。

### 第4条 カードの発行

1. カードは、当社において発行するものとします。
2. 当社は、当社の株主優待制度に基づき、あらかじめ当社が設定した金額をカードに入金するものとします。なお、カード発行後にお客様から入金額を新たにお預かりし、当該金額をカードに入金(リチャージ)することはできません。

### 第5条 カードのご利用

1. 当社店舗でカードにて商品をご購入される場合は、店舗のレジでカードをお渡しいただくものとします。カードの残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、レシートに表示されますので、お客様はそれらに誤りが無いことをご確認いただくものとします。
2. 公式オンラインストアでカードにて商品をご購入される場合は、注文情報入力画面にて、お客様ご自身でカード裏面に記載された16桁のカード番号(以下「カード番号」といいます。)と、4桁のPIN番号(以下「PIN番号」といいます。スクラッチ加工されている場合は、コインなどでスクラッチ加工部分を軽く削っていただくと4桁の番号が現れます。)を入力していただくものとします。カー

ドの残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後のカード残高は、注文情報確認画面に表示されますので、お客様はそれらに誤りがないことをご確認いただくものとします。

3. 公式オンラインストアでのカードの使用にあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った PIN 番号を入力した場合、以後、公式オンラインストアでのカードの使用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、公式オンラインストアでの使用を再開することができます。
4. 一度のお支払いにご利用いただけるカードの数は、第 12 条に定める当社が発行する他のプリペイドカード等その他の当社で利用できるギフトカード等と合わせて、当社店舗での購入時は 5 つまで、公式オンラインストアでの購入時は 1 つとさせていただきます。
5. カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、商品購入合計額のうちカードの残高の限度で、金銭にてお支払いいただいた場合と同様の効果が生じます。商品購入合計額からカードの残高を差し引いた額について、現金または当社の指定する支払い方法にて別途お支払いいただくものとします。
6. 当社が発行する各種プリペイドカード等その他の当社で利用できるギフトカード等を複数お持ちであっても、各ギフトカード等の残高を 1 つのギフトカード等に統合することはできません。

#### 第 6 条 カードの残高照会

1. カードの残高は、当社店舗にて発行されるレシート及び公式オンラインストアの注文情報確認画面に表示される他、当社店舗及び当社ホームページ内でカードの残高や有効期限が確認できるサイト(以下「残高照会サイト」といいます。)でもご確認いただけます。
2. 当社店舗で残高を確認される場合は、カードをレジカウンターまでお持ちいただくものとします。
3. 残高照会サイトで残高を確認される場合は、カード番号と PIN 番号が必要です。
4. 残高照会サイトにログインするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤った PIN 番号を入力した場合、以後、残高照会サイトの利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、残高照会サイトの利用を再開することができます。
5. 残高照会サイトにおいては、残高の他、ご利用の履歴や有効期限の確認も可能です。ただし、システムの都合上、残高照会サイト上で表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定めるところによります。
6. 有効期間外のカードの残高は確認できません。

#### 第 7 条 カードの換金

カードの換金はできません。ただし、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合によりカードの取扱を全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的に、お客様は当社に対してカード残高の返金を求めることができるものとし、当社所定の方法により残高を確認したうえで、当社が定める時期及び方法により残高を返金いたします。その際、返金後のカードは当社にお引渡しいただくものとします。

## 第8条 再発行

1. カードを紛失した場合、もしくは盗難、改ざんされた場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、カード機能の停止、返金、損失の補償または再発行はいたしません。
2. カードやカードの機能を破損することがありますので、カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが明らかで、カードの磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号が判読可能な場合に限り、当社の判断により、古いカードを回収し残高を移行させた新しいカードを発行するものとします。なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。カードやカードの機能を破損した場合であっても、返金対応はいたしません。

## 第9条 不正な取得・利用等

1. 次のいずれかに該当するときは、当社はお客様にカードのご利用をお断りし、カード自体を失効扱いとしたうえで、お客様のカードを当社にお引渡しいただくものとします。
  - ①お客様が、不正な方法によりカードを取得し、また、不正な方法により取得されたカードであることを知って使用した場合
  - ②カードが改ざん、偽造、または変造されたものである場合
  - ③本約款に違反した場合
  - ④その他、カードが不正に利用された場合
2. 前項各号の疑いがある場合、当社は調査のため、一時的にカードをお預りできるものとします。
3. 本条 1 項においてカード自体が失効した場合、当社は当該カードの交換・再発行・返金等には一切応じません。

## 第10条 カードの有効期間

カードの有効期間は、2月20日を基準日として発行されるカードについては定時株主総会の翌日から6ヶ月間、8月20日を基準日として発行されるカードについては中間配当支払開始日から6ヶ月間とします。有効期間を過ぎたカードは、残高の有無に関わらず無効となり、利用不能となるうえ、残高の返金はしないものとします。カードの有効期限は、当社店舗及び残高照会サイトでご確認いただけます。

## 第11条 システム保守・障害等

カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に対する安全管理、その他やむをえない事情により当社店舗の一部または全店及び公式オンラインストアにおいて、当社は予告なくカードのご利用内容の一部または全てにつき一時的に停止できるものとします。その際、カードがご利用いただけないことによってお客様に不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

## 第 12 条 当社店舗・催事等で当社がプリペイドカード等を発行する場合

1. 当社は、本約款に定める株主ご優待カードとは別に、別途定める「西松屋チェーンギフトカード利用約款」に基づき「西松屋チェーンギフトカード」を、「西松屋チェーンデジタルギフト利用約款」に基づき「西松屋チェーンデジタルギフト」を、それぞれ発行することができるものとします。
2. 当社が催事に参加もしくは催事を開催する場合及び当社店舗または公式オンラインストアで販売促進を行う場合は、本約款に定める株主ご優待カード及び前項記載のプリペイドカード等とは別に、当社があらかじめ指定する金額を入金したプリペイドカード等を催事場もしくは店頭に用意することができるものとします。

## 第 13 条 質権等担保権設定の禁止

カードへの質権等担保権の設定は出来ないものとします。また、お客様が本規定に違反した場合には、当該違反から生じるトラブル等に当社は一切責任を負いません。

## 第 14 条 約款の変更

1. 当社は、お客様の一般の利益に適合するとき、または変更が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らし合理的なものである場合には、本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款を変更する場合、当社は、当社ホームページへの掲出その他の当社所定の方法において、本約款を変更する旨並びに変更内容及びその効力発生時期を周知し、効力発生時期以降は、変更後の内容が適用されるものとします。また、当該告知後、利用者がカードを利用して商品等の購入をした場合には、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

## 第 15 条 裁判管轄

本約款に基づく取引に関して当社との間に紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

本約款は、2024 年 9 月 26 日から適用します。

### ■カード発行元

株式会社西松屋チェーン  
兵庫県姫路市飾東町庄 266-1

### ■カードに関するお問い合わせ先

株式会社西松屋チェーンお客様相談窓口  
0120-7-24028(平日 10:00~18:00)